

## 蓮田市建設工事等競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負及び設計、監理、調査、測量その他の業務委託並びに工事中材料の買入れ（以下「建設工事等」という。）及び財産の買入れ（物品購入）、物件の借入れ（リース）に係る競争入札の参加の資格を受けた者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札参加資格の取消)

第2条 入札参加者が、次の各号にいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、前項各号のいずれかに該当する者になった場合は、その資格を取り消す。

第3条 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、その資格を取り消す。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗悪にし、又は物件の品質若しくは数量に関して、不正の行為をした者
- (2) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なくして、契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、その他の使用人として使用した者

第4条 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号にいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。

(2) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定による勧告又は課徴金納付命令を受けたとき。

- 2 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、蓮田市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱別表第1又は別表第2の各号のいずれかに該当し、指名停止を受けた場合は、その資格を取り消す。

（設計図書の閲覧）

第5条 入札参加者が、当該入札の設計図書の閲覧又は貸出しの請求をする場合は、指名競争入札の通知を受けた者にあつては、その指名通知の写しを提示し、また、一般競争入札の参加資格証（以下「資格証」という。）の交付を受けた者にあつては、設計図書貸出・閲覧申請書（蓮田市一般競争入札執行要領・様式第5号）に必要事項を記入の上、提出するものとする。

（設計図書に対する質問）

第6条 入札参加者が、当該入札の設計図書に対して質問がある場合は、文書にて、入札の前々日までに提出するものとする。

- 2 入札参加者は、当該入札の設計図書に対する質問の回答書を閲覧することができるものとする。

（入札）

第7条 入札参加者は、蓮田市契約規則（平成29年蓮田市規則第27号）（以下「契約規則」という。）、蓮田市建設工事請負契約約款（業務委託の場合は、業務委託契約約款。以下「契約約款」という。）、蓮田市建設工事等競争入札参加者心得（以下「入札心得」という。）、及び指名通知又は資格証の記載事項、及び設計図書並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札等について、指名通知又は資格証で指示した内容に従わなかった者の入札参加は認められない。
- 3 入札参加者は、入札書（様式第1号その1～その6）に必要な事項を記載し、記名押印の上、これを封書にして入札しなければならない。
- 4 入札は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額により行われなければならない。ただし、指名通知又は資格証において単価によるべきことを指示されたときはその指示による。
- 5 入札参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人にその委任状（様式第2号その1～その6）を提出させなければならない。

（入札の辞退）

第8条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申

し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を直接持参して行う。
  - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第9条 入札参加者は、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札書の書換等の禁止)

第10条 入札参加者は、いったん入札箱に投入した入札書の書換え、引替え又は取消をすることはできない。

(入札の取りやめ等)

第11条 初度入札において、入札参加者が2者に満たないこととなった場合は、入札を中止するものとする。ただし、電子入札は除く。

- 2 入札参加者が連合した場合、又は妨害、不正行為等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることとする。

(開札)

第12条 開札は、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち会わせて行う。

(入札の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 入札者の記名押印のない入札書によって行われた入札
- (3) 記載すべき事項の記入のない入札書によって行われた入札又は記載事項を判読することができない入札書によって行われた入札
- (4) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の率又は額に達しない者がした入札
- (5) 金額を訂正した入札書によって行われた入札
- (6) 工事名、工事場所その他の記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札書によって行われた入札
- (7) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (8) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (9) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (10) 代理人で委任状を提出しない者がした入札

- (11) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (12) 明らかに連合によると認められる入札
- (13) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (14) 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者が行った入札  
(落札者の決定)

第14条 落札者は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者）とする。

- 2 落札者の決定がなされたときは、その場で当該入札者に、その旨を発表し、後日通知する。
- 3 落札者は、免税事業者の場合は免税事業者届を提出するものとする。なお、提出がない場合は課税事業者として扱うこととする。  
(くじによる落札者の決定)

第15条 落札とすべき同額の入札をした者が、2人以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。  
(契約書等の提出)

第16条 落札者は、落札決定通知が到着した日から7日以内に、市が定めた又は認めた契約書に記名押印のうえ、契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、提出しなければならない。

- 2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。  
(契約の確定)

第17条 契約は、市長及び落札者が契約書に記名押印したときに確定する。  
(議会の議決を要する契約)

第18条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年蓮田市条例第10号）第2条及び第3条の規定により議会の議決を必要とする契約については、市議会の議決を得たときに本契約として成立する旨を記載した仮契約書（様式第16号その6～その7）を取り交わすものとする。  
(異議の申立)

第19条 入札参加者は、入札後、契約規則、契約約款、入札心得、契約書（案）、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てる

ことはできない。

(その他)

第20条 入札参加者は、入札執行者から入札金額見積内訳書の提出を求められた場合、当該見積内訳書を入札執行者の指示に従い、提出しなければならない。

[改正] 平成12年4月1日

平成14年8月1日

平成16年4月1日

平成26年4月1日

平成27年4月1日

平成30年1月1日

令和元年10月1日

令和4年4月1日